

元代の〈底〉と〈的〉について

渡 部 洋

はじめに

現代中國語の構造助詞〈的〉は唐宋の時代には〈底〉が使用されていた⁽¹⁾。その後音韻の變化からか金元代にはその〈底〉以外に〈的〉をも合わせて使用することになる⁽²⁾。これについては「單字解」に「底……又與的字通用」と示されていることからわかる⁽³⁾。しかし元代の「碑文集」を見ると年代が下れば下るほど〈底〉よりも〈的〉が多く使われており、その使用状況にはかなりの偏りが見られる。例えば、圖1のA Bは異なる年代の碑文であり、Aは至元十七年、Bは至大四年のものであるが、これら二つの碑文の中に見られる〈底〉と〈的〉の用いられ方は大きく異なっている⁽⁴⁾。

明代になってからは〈的〉のみが使われ〈底〉は用いられていないことを考えれば、元代の後期に〈底〉の使用頻度が低くなっていることは自然な流れともいえるが、では〈底〉から〈的〉への移行状況はどのようなものであり、いつ頃からほぼ完全に〈的〉に移行したのだろうか。この小論では、この点について取り上げその解明を試みたい⁽⁵⁾と思う。

圖
1

B



A



尙、できるかぎり〈底〉や〈的〉の使用時の年代を知ることのできる資料が望ましいとの観点から「元代白話碑集録」と「大元聖政國朝典章」を使用した。⁽⁶⁾

一 「元代白話碑集録」の〈底〉と〈的〉

「元代白話碑集録」(以後「白話碑」と稱する)は蔡美彪氏が編纂したものであり、一二三三年から一三三六年

までの碑文が載せられている。⁽⁷⁾この「白話碑」から抽出した〈底〉と〈的〉の数を年代順に並べると圖2のようになる。

圖2を見ると一二三三年から一二六一年までの間では〈底〉が主として用いられ、その後一二六八年から一二九六年までは〈底〉と〈的〉がほぼ併用され、翌年一二九七年以後は〈的〉が主に使用されているということがわかる。つまり、〈底〉は一二六一年ごろまでは優勢であったが、この年を境に〈的〉が優勢となり、一二九七年以後においては〈底〉はほとんど見られなくなっているのである。この点のみから言えば〈底〉から〈的〉への移行は、一二六八年ごろに始まったことになる。しかしこの「白話碑」は入矢氏が指摘されているように各碑文の年代が不正確であ

圖2

西曆	底	的	西曆	底	的
一二三三年	6	2	一二八四年	0	0
一二三五年	4	0	一二九三年	5	3
一二三八年	2	5	一二九五年	0	6
一二四三年	4	0	一二九六年	12	32
一二四五年	7	2	一二九七年	0	9
一二四七年	1	1	一二九八年	0	30
一二五〇年	2	0	一二〇〇年	1	6
一二五二年	4	0	一二〇一年	0	31
一二五三年	1	0	一二〇二年	0	8
一二五七年	10	0	一二〇四年	0	8
一二六一年	7	2	一二〇五年	0	7
一二六八年	0	13	一二〇六年	1	0
一二七六年	0	6	一二〇八年	1	0
一二七九年	1	0	一二一八年	1	186
一二八〇年	21	7	一二三一年	0	127
一二八二年	0	7	一二三六年	0	127

るなど文字表記への注意を缺くところがあり、そのまま「白話碑」の数字を信じることはできない。⁽⁸⁾しかも「白話碑」に收められている碑文は數の點でも十分な量を有しているとはいえず、これのみをもって移行期を斷定するには無理がある。そこで次の「大元聖政國朝典章」(以後「元典章」と稱する)の調査結果についても検討を加え、「白話碑」で得られた結果も踏まえた上で元代の〈底〉と〈的〉について考えて見ようと思う。⁽⁹⁾

二 「元典章」の〈底〉と〈的〉

「元典章」は正式には「大元聖政國朝典六十卷」・「新集至治條例不分卷」を指す。この資料には膨大な勅令や判決例が收められており、各勅令、判決例にそれぞれ年號が記されている。この資料の中の〈底〉と〈的〉を調査整理したところ圖3に示す結果が得られた。⁽¹⁰⁾尙、勅令及び判決例を一括して以後法文書と記すことにする。

中統一年から元貞二年までは●▲■等の〈底〉の見られる法文書が數多く見受けられ、〈底〉が元貞二年ごろまでは頻繁に使われていたことがわかる。但し〈的〉のみが2例以上ある○印について見ると、至元十六年まで2件或は3件のみであった法文書數が至元十七年ごろから徐々にその數を増やし、至元二十八年以降には10件以上の場合も見られるようになってくる。このことから、〈的〉は至元十七年ごろから次第に多く使われるようになり、至元二十八年ごろにはその勢いがほぼ〈底〉と互角或はより優勢な位置を占めるようになったことが見てとれる。元貞三年以後〈底〉のある法文書は激減し、それとは逆に〈的〉のあるものはますます増加傾向を強め、延祐四年や延祐五年には15件以上となり、延祐七年には更にそれが30件以上と〈底〉に代わるものとなっている。

圖3

至元十八年	至元十七年	至元十六年	至元十五年	至元十四年	至元十三年	至元十二年	至元十一年	至元十年	至元九年	至元八年	至元七年	至元六年	至元五年	至元四年	至元三年	至元二年	至元一年	中統五年	中統四年	中統三年	中統二年	中統一年	年 號	
	1	3	3		1			1	2	2	2		1								1		1	●
	1		4	2	2	1	1	1					2									1		▲
					2			1	4	6	2	1	2								1			■
	3	5		2				2		3	2		1	1	2							1		○
	1					1		2	2				2	2				1	1	1				△
大德六年	大德五年	大德四年	大德三年	大德二年	大德一年	元貞三年	元貞二年	元貞一年	至元二十二年	至元二十一年	至元三十年	至元二十九年	至元二十八	至元二十七	至元二十六	至元二十五	至元二十四	至元二十三	至元二十二	至元二十一	至元二十年	至元十九	年 號	
							1	2		2	1	7						1	1		2		●	
			4			1	3		3	3	4	1			1	5	6	3	2	2	2		▲	
	1		1	3	5	1			1	2	1				3	2	3	4	2	1			■	
	11	9	6	6	7	5	1		6	1	6	14	14	12	2	2	5	7	6	3	5	3	5	○
	1	3		1			2	2			1	2				1	1	1		1			△	
至治二年	至治一年	延祐七年	延祐六年	延祐五年	延祐四年	延祐三年	延祐二年	延祐一年	皇慶三年	皇慶二年	皇慶一年	至大四年	至大三年	至大二年	至大一年	大德十二年	大德十一年	大德十年	大德九年	大德八年	大德七年	年 號		
																							●	
														1				1			1		▲	
			1	1	1	1	2					1		4	2					1			■	
	1	4	30	15	9	16	9	7	3	1	12	12	15	5	4	12	1	9	3	3	9	9	○	
		4	4	1		1	1			2	3	1					3	1			4		△	

●：〈底〉のみが2例以上ある法文書 ○：〈的〉のみが2例以上ある法文書
▲：〈底〉が2例以上あり〈的〉もある法文書 △：〈的〉のみが1例ある法文書
■：〈底〉が1例ある法文書

ま と め

「白話碑」と「元典章」の〈底〉と〈的〉に關する調査結果を比べて見ると幾つかの一致點が見られる。

一 「元典章」において〈底〉のみ2例以上ある法文書を表す●印は元貞二年まで見られる。元貞二年は西暦一二九六年であるが、「白話碑」でも一二九六年まで〈底〉を多數確認できる。

二 「元典章」の中で〈的〉のみ2例以上ある法文書を表す○印は至元十七年よりその數を増やしている。至元十七年は西暦一二八〇年。「白話碑」でも一二八〇年以降〈的〉の用例が急激に増加している。

三 「元典章」において〈底〉のみ2例以上ある法文書を表す●印は元貞三年以後は見られない。また元貞三年以後は〈的〉のみ2例以上の○印がどの年もほぼ5件以上と多く、かなりの數に上っている。元貞三年は西暦一二九七年であるが、「白話碑」でも〈底〉は一二九七年以降1例あるかどうかといった程度にまで減少しており、逆に〈的〉の用例が急激に増加している。

以上の一致點及び「元典章」の狀況から元代における〈底〉と〈的〉については次のようにまとめることができる。

A、〈底〉は元代の初めは優勢であったが、年代が下るにつれてその勢いにも陰りが見られるようになり、元貞二年（一二九六年）ごろには、〈的〉の方が〈底〉よりも多用されるようになった。

B、元貞三年以後〈底〉の使用頻度は低下し、至大年間（一二三〇八年～一二三一年）には、ほとんど〈底〉から

〈的〉に移行してしまった。

〈底〉から〈的〉への移行状況や移行時期などはある意味小さな問題であり、それをある程度特定できたからといって何か大きな成果につながるとは限らない。しかし佐藤氏も述べられているように資料の出版時期や出版時に手が加えられたかどうか等資料の成立時期や出版時期を知る大きな手がかりとなる可能性は否定できない⁽¹¹⁾。

例えば、香坂氏は〈底〉から〈的〉への移行に關し、關漢卿の作品に〈底〉が使われておらず〈的〉に統一されていることから「董解元の生きた時代を一一九〇年―一二〇八年と推定すれば關漢卿の生存時代一二一〇年―一三〇〇年、約一〇〇年の間に〈底〉は〈的〉に移行したことにもなる。」と述べられているが、確かにその約一〇〇年間に移行が行われたことに間違いないものの、元貞二年(一二九六年)ごろまで〈底〉がその勢いを失いながらも使われていたことを考えれば、關漢卿の作品についてはむしろ後に人の手が加えられたのではないかという可能性が浮かび上がってくる⁽¹²⁾。

また、明代の墳墓中より發掘された成化年間刊行の「花關索傳」には構造助詞〈底〉が13例、〈的〉が3例確認されているが、拙論の検討結果だけから言えば、この「花關索傳」は大徳或は元貞以前のものとなる⁽¹³⁾。「花關索傳」の研究」の語彙索引に載せられている〈跟〉は原文では〈根〉になっており、これは文字を輕率に扱っている表われであろうかと思うが、元代では〈跟〉は使わず〈根〉を用いるということを考えれば、この「花關索傳」は金氏が述べられているように元代のテキストの重刊本である可能性が高く、そうであるならば、〈底〉〈的〉に關する考察もまたこうした判断を下す際の一つの根據となることは間違いない⁽¹⁴⁾。

今回は〈底〉〈的〉の使用状況及び移行時期に焦點を絞って考察を進めたが、今後も引き續きこうした調査検討を積み重ねながら、移行に至った背景や原因などを探る取り組みを續けていきたいと思う。

尙、この拙論の後に「元典章」において〈底〉と〈的〉が使われている勅令及び判決例の頁数を載せることにした。

註

- (1) 太田辰夫『中國語歴史文法』（昭和五十六年 朋友書店）三五五頁
- (2) 香坂順一『水滸』語彙の研究』（一九八七年 光生館）四三頁
- (3) 「單字解」（『老乞大診解・朴通事診解』一九七八年 聯經出版事業公司 三九七頁）
- (4) 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本匯編』（一九九〇年 中州古籍出版社）上八〇頁、下二二頁
- (5) 今回は〈底〉と〈的〉の移行状況、移行時期を解明するための検討であったため構造助詞と〈得〉に當てる助詞とを區別しなかった。
- (6) 『元代白話碑集録』では著者の蔡美彪氏が各碑文に西暦の年代を記載している。『大元聖政國朝典章』では各勅令及び判決例に『延祐二年江西行省准中書省咨……』といったように年號が記載されており、各法文書ごとにその年代を特定することができる。
- (7) 蔡美彪『元代白話碑集録』（一九五五年 科學出版社）
- (8) 入矢義高「蔡美彪氏編元代白話碑集録を讀む」（一九四二年 『東方學報』二六冊）
- (9) 使用したテキストは景印元本『大元聖政國朝典章』（『善本叢書』影印本 一九七六年 國立故宮博物院印行）のリップリントで、頁数が記されている。拙論に記載した勅令及び判決の頁数はこれに依る。
- (10) 『元典章』の中には少数ではあるが、年號のわからない法文書がある。圖3の作成にあたってはそれらの法文書は使用しなかった。
- (11) 佐藤晴彦「元明期の文字表記——個」の出現をめぐって」（二〇〇〇年 『神戸外大論叢』第五一卷 第六號）
- (12) (2) 四六九頁
- (13) 古屋昭弘「説唱詞話『花關索傳』と明代の方言」（一九八九年汲古書院『花關索傳の研究』八〇頁）

(14) 金文京「『解説篇』(『花開索傳の研究』六頁)

「元典章」において〈底〉と〈的〉が使われている勅令及び判決例頁數

〈底〉のみが2例以上見られる勅令及び判決例

二六八 二八九 五二五 五二七 七四一 八四五 八九四 九一一 九二八 一〇四三 一〇五三 一一六一 一二四六
 一二四九 一二五〇 一二五〇 一三六八 一三七三 一三九四 一四三五 一四七〇 一四九四 一五五五 一五六一
 一五六六 一五七九 一六五二 一六六九 一八五七 一八七九 一九三七 一九七七 二〇七四 二一四四 二二六五

〈底〉が2例以上あり〈的〉も見られる勅令及び判決例

二二三 二六八 二六九 二八八 三六一 三八一 三八三 四〇七 七一九 八二五 八三四 八五〇 八五九 九一七
 九一九 九九二 一〇四〇 一〇五四 一〇七三 一一五七 一一九五 一一九九 一二四二 一二七一 一三〇二
 一三三二 一三三二 一三四一 一三四七 一三五〇 一四〇一 一四〇三 一四〇五 一四一三 一四一八 一四二六
 一四三〇 一四四二 一四七八 一四八一 一四八一 一四八三 一五〇七 一五五六 一五六二 一六四四 一八一五
 一八四六 一八六五 一八七四 一九一一 二〇六九 二二二五 二二七五 二二二一 二二二二 二二五〇 二二九〇

〈底〉が1例見られる勅令及び判決例

一三〇 一三三 一三八 一四〇 一四一 一四七 二九〇 三七二 三八五 四〇四 四一六 一二〇二 一二二九
 一二三〇 一二七二 一二七七 一二七七 一三〇二 一三二六 一三九四 一四一五 一四一六 一四一六 一四三九
 一四四〇 一四六七 一四六九 一四八五 一四八七 一五〇〇 一五〇三 一五一八 一五五五 一五六三 一五六五
 一五六七 一五八四 一六三六 一六八三 一七三三 一七九四 一八四六 一八五八 一八七一 一八七七 一九〇八
 一九三八 一九六三 一九八三 二〇三五 二〇三七 二〇四七 二〇五五 二〇五七 二〇六〇 二二七五 二二七六
 二一八〇 二一九四 二二四六 二二五四 二二七一 二二七四 二四七一

〈的〉のみが？例以上見られる勅令及び判決例

一四三	一四五	一五七	一七三	一八二	一九三	二〇一	二〇六	二一一	二二五	二二九	二三〇	二三一	二四六
二四九	二五五	二六六	二七一	二七二	二七四	二七五	二七六	二七七	二七七	二七七	二八〇	二八〇	二八〇
二九〇	二九一	二九二	三六一	三六二	三六三	三六六	三七三	三七四	三七五	三七六	三八三	三八四	四四三
四五一	四七六	五〇三	五〇五	五一九	五二四	五四八	六〇七	六一一	六六一	六九九	七一六	七三〇	七五六
七八三	七九〇	八三五	八三七	八四九	八五三	八八三	八九四	九〇〇	九一〇	九一一	九六三	九六五	九六五
一〇一九	一〇三一	一〇三六	一〇四〇	一〇四四	一〇四四	一〇四五	一〇五五	一〇五五	一〇六一	一〇六一	一〇七三	一〇八五	
一一一〇	一一一一	一一一八	一一三二	一一三五	一一三五	一一四九	一一五九	一一九五	一二〇一	一二〇一	一二二八	一二三五	
一二四三	一二五一	一二五一	一二七四	一二九三	一二九三	一二九四	一二九九	一三〇三	一三〇六	一三一六	一三二八	一三二八	
一三三六	一三三七	一三三八	一三四一	一三四二	一三四二	一三四三	一三四四	一三四四	一三四五	一三四九	一三四九	一三五〇	
一三五一	一三五二	一三五三	一三五五	一三七〇	一三七〇	一三八九	一三九五	一三九六	一四〇一	一四〇一	一四〇二	一四〇四	
一四〇八	一四一〇	一四一〇	一四一三	一四一八	一四一八	一四二六	一四二九	一四三二	一四三二	一四三一	一四四三	一四四四	
一四四六	一四四七	一四四九	一四五二	一四五五	一四五五	一四五八	一四六五	一四六九	一四八五	一四八五	一四八六	一四八六	
一四八九	一四九〇	一四九三	一四九四	一四九九	一四九九	一四九九	一五〇〇	一五〇六	一五〇六	一五〇九	一五〇九	一五一〇	
一五一一	一五一三	一五一七	一五一九	一五二〇	一五二〇	一五三〇	一五三〇	一五三二	一五三三	一五三三	一五五七	一五五八	
一五六一	一五六二	一五六三	一五六三	一五六四	一五六四	一五六六	一五六七	一五七〇	一五七〇	一五七一	一五七三	一五八三	
一五八四	一五八五	一五八五	一五八六	一五八七	一五八七	一五九〇	一五九九	一六〇九	一六二八	一六二八	一六三〇	一六四五	
一六四七	一六四九	一六五一	一六八五	一七二九	一七二九	一七四三	一七四四	一七六二	一七六七	一七八一	一八一七	一八一七	
一八一九	一八二二	一八二二	一八二六	一八二七	一八二七	一八三四	一八三八	一八四一	一八五一	一八五一	一八五五	一八六七	
一八九九	一八九三	一八九六	一八九七	一八九七	一八九七	一八九九	一九〇〇	一九〇二	一九〇四	一九〇五	一九〇五	一九〇七	
一九一〇	一九一一	一九二二	一九二二	一九二二	一九二二	一九三一	一九三九	一九四三	一九四五	一九六八	一九六八	一九七九	

一九八〇 一九九〇 二〇一〇 二〇二二 二〇一四 二〇三四 二〇三三 二〇三二 二〇三二 二〇四二 二〇四四 二〇四五
 二〇五〇 二〇五六 二〇五八 二〇五八 二〇五九 二〇六一 二〇六三 二〇六九 二〇七五 二〇七八 二〇八二 二〇八五
 二二二六 二二三二 二二四六 二二四七 二二五〇 二二五七 二二五八 二二六五 二二七七 二二七七 二二七七
 二二九一 二二九四 二二〇四 二二〇八 二二〇九 二二〇九 二二一四 二二一五 二二一五 二二一七 二二一九
 二二三六 二三四四 二三四四 二三四八 二二五二 二二五三 二二五三 二二五四 二二七二 二二八四 二二八七
 二二八八 二二九〇 二二九二 二二九二 二二九三 二二九三 二二九三 二二九三 二二九三 二二九三 二二九三 二二九三
 二二九三 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九 二二九九
 二二六七 二二六九 二二七一 二二七三 二二八五 二二九八 二二九九 二四〇五 二四一〇 二四一五 二四一六
 二四一六 二四一七 二四一八 二四二一 二四二五 二四三九 二四四七 二四四九 二四五〇 二四五一 二四五三
 二四五四 二四六一 二四六一 二四六二 二四六五 二四六六 二四七〇 二四八〇 二五〇五 二五〇七 二五二六
 二五二八 二五三二 二五三五 二五四五 二五五二 二五五六 二五五七 二五五八 二五六一 二五七一 二五七五
 二五七八

〈的〉のみが1例見られる勅令及び判決例

一二四四 一二九〇 一三三二 一三四八 一四三九 一四四三 一四五二 一四六三 一四六六 一四八二 一四八七
 一四九三 一五〇八 一五一六 一五四六 一五五六 一五五七 一五六八 一六一七 一六六一 一七〇三 一七五二
 一七七二 一七七四 一七九七 一九一三 一九六七 一九七〇 二〇二二 二〇五一 二〇五八 二〇八六 二一〇二
 二二〇六 二二一〇 二二五八 二二八五 二二〇三 二二〇八 二二一六 二二三一 二二三五 二二三五 二二三八
 二二四三 二二四九 二二四九 二二七〇 二三四六 二三五二 二三九一 二四五七 二四五九 二四七一 二四八四
 二五五八 二五七一

(大谷大學助教授)